

トピックス

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し④

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「各種申告書等の様式変更等」を紹介します。



各種申告書等の様式変更等

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。次の表をご覧ください。



| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------------|---|
| 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 | 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出 |
| 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 記載事項の変更等 ★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出 |
| 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 | 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出 |
| 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書 | 給与所得者の保険料控除申告書 ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出 |
| | 給与所得者の配偶者控除等申告書 ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出 |
| 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 | 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成 |

注) 税務署でも、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式(上図の太枠部分)を配布することとされています。

今年の年末調整(平成 29 年分の給与等に関する年末調整)においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。改正後の書類の中で企業において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」ということになります。

お仕事
カレンダー
11月



- 11/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
●10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 11/15 ●所得税予定納税額の減税申請
- 11/30 ●10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
●所得税の予定納税額の支払
●個人事業税の納付(納付対象:第2期分)
●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告
●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の中間申告

平成 29 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。



平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

| 都道府県名 | 最低賃金時間額 ()内は平成 28 年度 | 発効年月日 | 都道府県名 | 最低賃金時間額 ()内 は平成 28 年度 | 発効年月日 |
|----------------|--------------------------|-----------|-------|---------------------------|----------------|
| 北海道 | 810 円 (786 円) | 10 月 1 日 | 滋 賀 | 813 円 (788 円) | 10 月 5 日 |
| 青 森 | 738 円 (716 円) | 10 月 6 日 | 京 都 | 856 円 (831 円) | 10 月 1 日 |
| 岩 手 | 738 円 (716 円) | 10 月 1 日 | 大 阪 | 909 円 (883 円) | 9 月 30 日 |
| 宮 城 | 772 円 (748 円) | 10 月 1 日 | 兵 庫 | 844 円 (819 円) | 10 月 1 日 |
| 秋 田 | 738 円 (716 円) | 10 月 1 日 | 奈 良 | 786 円 (762 円) | 10 月 1 日 |
| 山 形 | 739 円 (717 円) | 10 月 6 日 | 和歌山 | 777 円 (753 円) | 10 月 1 日 |
| 福 島 | 748 円 (726 円) | 10 月 1 日 | 鳥 取 | 738 円 (715 円) | 10 月 6 日 |
| 茨 城 | 796 円 (771 円) | 10 月 1 日 | 鳥 根 | 740 円 (718 円) | 10 月 1 日 |
| 栃 木 | 800 円 (775 円) | 10 月 1 日 | 岡 山 | 781 円 (757 円) | 10 月 1 日 |
| 群 馬 | 783 円 (759 円) | 10 月 7 日 | 広 島 | 818 円 (793 円) | 10 月 1 日 |
| 埼 玉 | 871 円 (845 円) | 10 月 1 日 | 山 口 | 777 円 (753 円) | 10 月 1 日 |
| 千 葉 | 868 円 (842 円) | 10 月 1 日 | 徳 島 | 740 円 (716 円) | 10 月 5 日 |
| 東 京 | 958 円 (932 円) | 10 月 1 日 | 香 川 | 766 円 (742 円) | 10 月 1 日 |
| 神奈川 | 956 円 (930 円) | 10 月 1 日 | 愛 媛 | 739 円 (717 円) | 10 月 1 日 |
| 新 潟 | 778 円 (753 円) | 10 月 1 日 | 高 知 | 737 円 (715 円) | 10 月 13 日 |
| 富 山 | 795 円 (770 円) | 10 月 1 日 | 福 岡 | 789 円 (765 円) | 10 月 1 日 |
| 石 川 | 781 円 (757 円) | 10 月 1 日 | 佐 賀 | 737 円 (715 円) | 10 月 6 日 |
| 福 井 | 778 円 (754 円) | 10 月 1 日 | 長 崎 | 737 円 (715 円) | 10 月 6 日 |
| 山 梨 | 784 円 (759 円) | 10 月 14 日 | 熊 本 | 737 円 (715 円) | 10 月 1 日 |
| 長 野 | 795 円 (770 円) | 10 月 1 日 | 大 分 | 737 円 (715 円) | 10 月 1 日 |
| 岐 阜 | 800 円 (776 円) | 10 月 1 日 | 宮 崎 | 737 円 (714 円) | 10 月 6 日 |
| 静 岡 | 832 円 (807 円) | 10 月 4 日 | 鹿 児 島 | 737 円 (715 円) | 10 月 1 日 |
| 愛 知 | 871 円 (845 円) | 10 月 1 日 | 沖 縄 | 737 円 (714 円) | 10 月 1 日 |
| 三 重 | 820 円 (795 円) | 10 月 1 日 | | | |
| 全国加重平均額 | | | | 848 円 | (823 円) |

研修報告：人材育成教育コンサルタント田木さと子

平成 29 年 9 月 25 日佐賀県老人福祉施設協議会主催の中堅職員研修会にて、「中堅職員に求められる資質と役割～部下を育てるためのスキルアップ～」と題しコーチング技術、部下の指導のやり方（職員の定着推進・育てる技術）、部下とのコミュニケーションの取り方、面談能力の向上、求められる資質と役割について講演を行いました。約 60 名の職員の方々と 3 時間半にわたる長時間の研修でしたが皆さん熱心に参加され、“部下”についてそして“上司”である自分自身について見つめなおすいい機会でしたとのご意見を頂きました。

365 日の誕生花・花言葉

11 月 14 日



サフラン

花言葉：陽気、喜び、節度ある態度。サフランのめしべは独特の香りを持ち、水に溶かすと鮮やかな黄色となることから、南ヨーロッパ、中央アジア、西アジア、北アフリカなどの地域において料理の色づけや風味づけの香辛料として使用されています。



〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065
URL:http://brainstar.jp

「労働時間等設定改善指針」「育児・介護休業指針」が改正されました

◆10月1日より適用

年次有給休暇や子の看護休暇・介護休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、「労働時間等設定改善指針」および「育児・介護休業指針」が改正され、10月1日より適用されています。

いずれも企業に対して義務を課すものではありませんが

「配慮」等が求められていますのでそれぞれのポイントをご紹介します。



◆「労働時間等設定改善指針」の改正点

<ポイント1>

「地域の実情に応じ労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」

<ポイント2>

「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること」

<ポイント3>

「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」

◆「育児・介護休業指針」の改正点

「子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること」が盛り込まれました。

育児介護休業規程の改定と5月に改正されました個人情報保護法に対する規程の変更をセットにしたW改定の対応サポートを当事務所で承っています。(詳細は担当者にご相談ください。)

「過重労働解消キャンペーン」が11月に実施されます！

◆「過重労働解消キャンペーン」とは？

長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を十一月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。

◆主な実施内容

(1) 労使の主体的な取組の促進
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどで地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督
〈監督の対象となる事業場等〉

・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
〈重点的に確認される事項〉

・時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる36協定)の範囲内であるか(法違反が認められた場合は是正指導)

・賃金不払残業が行われていないか(法違反が認められた場合は是正指導)
・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導

〈書類送検〉

・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表

(4) 電話相談の実施

都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発



～医療法人向けセミナー開催～日時：11月17日(金)・14時～17時10分 場所：アクロス福岡

「医療法人を取り巻く動向と急性期病院との連携の仕組み」「多様な働き方(無期転換ルール・限定正社員制度)に対応できる就業規則の作成と人事制度の構築」 残り席わずかです。参加ご希望の方は直接お電話ください。096-211-6055：倉田、佐澤

2017年版「過労死白書」が公表！労働時間やストレスの実態は？

◆**過労死等防止対策推進法第6条に基づく年次報告書**
厚生労働省は、10月上旬に2017年版の「過労死等防止対策白書」（いわゆる過労死白書）を公表しました。この過労死白書は、過労死等防止対策推進法第6条に基づく年次報告書であり、今回が2回目となります。2016年度の過労死に関するデータのほか、民間企業で働く2万人に労働時間やストレスについて聞いた2015年度のアンケート結果を分析しており、電通の違法残業事件や、それを受けた政府の緊急対策も紹介されています。

◆**労働時間の把握による残業時間減が明確に**
上記アンケートの分析では、フルタイムの正社員（7,242人）では、労働時間が「正確に把握されていない」人に比べ、「正確に把握されている」人は週あたりの残業時間が約6時間短く、「おおむね正確に把握されている」人で約5時間、「あまり正確に把握されていない」人でも約2時間短いことがわかりました。

また、残業をする際に「所属長が承認する」といった手続きを踏んでいると、残業が週3～4時間減ることも明らかになりました。

◆**過労死等の業種別の傾向は？**

2016年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は前年度より2人多い191人で、近年は年間200件前後で推移して高止まりが続いています。業種別では、運輸・郵便業41人、製造業35人、建設業23人の順に多く、運輸・郵便業では約2割が残業を週

20時間以上しており、他業種より際立って多いことがわかりました。

一方、過去5年の過労自殺事例を年代別にみると、従業員100万人当たりの自殺者数は男性が40代（3人）で最も多く、次は50代の2.8人、女性は10～20代が0.4人、30代が0.2人の順でした。

また、従業員100万人当たりの労災認定は、「脳・心臓疾患」「精神疾患」のいずれでも漁業が最も多いという結果も明らかになりました。

◆**自営業者の長時間労働も明らかに**

白書では、自営業者の長時間労働の実態も調査・報告しており、昨年、週60時間以上働いた自営業者の割合は13.6%で、全雇用者の平均（7.7%）を大きく上回りました。週60時間以上働いた自営業者のうち、80時間以上働いていたのは1.5%。労働時間や日数の把握方法については、全体の73.4%が「特に把握していない」と答えています。

厚生労働省ではこれらの調査結果をもとに、労働時間の適正な把握を促して長時間労働の是正を図るとともに、事業主に対する監督指導の徹底、労働者に対する相談窓口などの充実などで、過労死等ゼロに向けた取組みを強化するとしています。

**ストレスチェック制度から約2年、準備はできて
いるでしょうか？当事務所でもお手伝いできますの
でご相談ください！**

有給休暇取得に関する動向とキッズウィークへの対応

◆**十月は取得促進期間**

厚生労働省は十月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、広報活動を行っています。企業において、翌年度の年次有給休暇の計画づくりを行う時期が十月とされているためです。ここでは、有給休暇に関する動向をお伝えします。



◆**有給休暇取得の現状**

現状として、わが国の有給休暇の取得の状況は低水準にあります。厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、有給休暇の取得率はこの15年間、ずっと50%弱で停滞し続けています。一方で政府は、2020年までに有給取得率を70%以上まで引き上げることを目標として掲げています（内閣府「第4次男女共同参画基本計画」）。また、有給休暇の平均取得日数でみると、最新（2015年）の平均取得日数は8.8日です（パートタイム労働者を除いた労働者の平均値）。意外に多い結果とも感じられますが、その実態は、特定企業に勤務する取得日数の多い労働者が平均値を押し上げているだけであり、大半の労働者は有給休暇をほとんど取得できていないというところは、現場に近い方なら実感としておわかりではないでしょうか。

◆**労働基準法改正で義務化も**

法整備も進んでいます。九月に厚生労働省が公表した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」では、労働基準法の改正案として、使用者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、そのうちの5日を、時季を指定して与えるよう義務化することが盛り込まれています。法案の内容にて改正法が成立すれば、企業は対応を迫られることとなります。

◆**キッズウィークの影響と企業対応**

また、来年からは、「キッズウィーク」（地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組み）がいよいよスタートします。これにより、小・中学校に通う子どもを扶養する従業員が、学校の日程に合わせて会社を休まざるを得なくなり、有給休暇の取得する、ということも増えそうです。企業の対応策としては、例えば、「年次有給休暇の計画的付与制度」の活用などが考えられます。自社の現状に照らしあわせ、年次有給休暇の無理のない計画づくりを行いたいものです。